

会計年度任用職員（保健師 または 作業療法士）を 募集します

【健康推進部 介護長寿課】

職種	保健師 または 作業療法士 1 名	
業務内容	認知症施策推進事業に関すること 一般介護予防事業に関すること 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること など	
応募資格	保健師・作業療法士のいずれかの資格を有していること。 普通自動車免許。 PC 基本操作ができること（Excel・Word 等）	
任用期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 1 会計年度以内（1 ヶ月間は、条件付採用期間となります。）	
勤務日	週 5 日（月曜日から金曜日）	
勤務時間	週 30 時間	
勤務場所	宜野湾市役所（介護長寿課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年 10 日）、子の看護休暇（最大年 10 日）、夏季休暇（最大 3 日）、産前・産後休暇、配偶者出産休暇 等
	無給休暇	介護休暇 等
報酬額(時給額)	保健師 および 作業療法士 1,722 円～1,811 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末勤勉手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.65 月分（6 月と 12 月に支給）
	勤勉手当	※任用期間等により対象とならない場合や、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・雇用期間が 2 カ月以上見込まれること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	

労災保険	あり
問合せ先	098-893-4411（内線 4131・4132） 担当： 下地 ・ 宮里